消防消第 170 号消防災第 315 号平成25年8月9日

各都道府県消防防災主管部長殿

消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部防災課長 (公印省略)

消火訓練等における消防職団員立会い時の安全管理の再徹底について

平成25年8月4日、滋賀県東近江市の自治会における消火訓練の準備中に、消防団員がオイルパンにエタノールを入れたところ、引火したエタノールが周囲に飛び散り、周囲にいた児童等10名が重軽傷を負う極めて憂慮すべき事故が発生しました。

現時点において、事故の詳細については調査中ですが、今回の事故に鑑み、消防職団員が消火訓練等の指導を行う際には下記の事項に留意の上、事故防止に万全を期するよう、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 訓練内容や規模に応じて、指導にあたる消防職団員の任務分担や会場における 配置を適正に行うこと。また、万一事故が発生した場合を想定し、消火や救護な どの役割分担をあらかじめ定めること。
- 2 炎を使用する消火訓練を行う場合には、粉末消火器等延焼を防止するための消 火器具、設備を必ず配備すること。
- 3 危険な場所に、住民、特に子供が近づかないよう退避線を定めるなど、危険範囲を明示するとともに、安全管理のための人員を周囲に配置すること。
- 4 オイルパンなどで炎を使用する訓練を行う場合には、使用する燃料の特性を確認すること。特に、引火点が低い上に炎が見えにくいなど、訓練用の燃料としては不適切なエタノールの使用は控えること。